

財 産 目 録

平成30年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
現金	現金手許有高		運転資金として			300,000
普通預金	群馬銀行 大胡支店 他		運転資金として			21,029,040
			小計			21,329,040
事業未収金	群馬県国民健康保険連合会		介護報酬 他			80,060,286
未収金	職員		住民税立替分			126,312
未収補助金	群馬労働局		雇用開発助成金			250,000
前払費用	東京海上日動 他		火災保険料 等			3,973,258
	流動資産合計			0	0	105,738,896
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地	群馬県前橋市大胡町351-1		第一種社会福祉事業である。特養等に使用			151,082,713
建物	群馬県前橋市大胡町351-1	2005年度	第一種社会福祉事業である。特養等に使用	904,293,846	318,887,923	585,405,923
	群馬県前橋市大胡町355	2016年度	第二種社会福祉事業 児童クラブ等に使用	26,327,885	1,444,958	24,882,927
	群馬県前橋市大胡町355	2016年度	第二種社会福祉事業 保育所等に使用	26,530,950	1,433,605	25,097,345
			小計			635,386,195
	基本財産合計			957,152,681	321,766,486	786,468,908
(2) その他の固定資産						
建物	群馬県前橋市大胡町351-1	2006年度	特別養護老人ホームに供する	253,721	253,720	1
	群馬県前橋市大胡町355	2016年度	第二種社会福祉事業 児童クラブに使用	822,420	137,344	685,076
	群馬県前橋市大胡町355	2016年度	公益事業 事業所内保育所に使用	1,200,420	200,470	999,950
			小計			1,685,027
構築物	舗装工事(特養) 他12件		特別養護老人ホーム施設に供する	57,012,709	20,219,005	36,793,704
			小計			36,793,704
車両運搬具	デミオ(特養) 他5件		特別養護老人ホーム施設に供する	6,776,500	4,832,985	1,943,515
器具及び備品	パソコン(特養) 他84件		特別養護老人ホーム施設に供する	62,072,607	43,720,403	18,352,204
有形リース資産	レジスエース 810ス2709		特別養護老人ホーム施設に供する	12,168,000	4,052,500	8,115,500
ソフトウェア	データベースソフト(特養) 他5件		特別養護老人ホーム施設に供する	6,463,984	5,663,713	800,271
その他の固定資産	デミオリサイクル預託金 他5件		特別養護老人ホーム施設に供する			63,310
	その他の固定資産合計			146,770,361	79,080,140	67,753,531
	固定資産合計			1,103,923,042	400,846,626	854,222,439
	資産合計			1,103,923,042	400,846,626	959,961,335
II 負債の部						
1 流動負債						
短期運営資金借入金	群馬銀行 大胡支店					20,000,000
事業未払金	各業者支払等					30,585,030
1年以内返済予定設備資金借入金	独立行政法人福祉医療機構 他					44,478,000
1年以内返済予定リース債務	福祉車輛 3台					2,028,000
職員預り金	源泉所得税 他					2,935,942
賞与引当金	賞与 4ヵ月分					11,000,000
	流動負債合計			0	0	111,026,972
2 固定負債						
設備資金借入金	独立行政法人福祉医療機構 他					419,830,000
リース債務	福祉車輛 3台					6,087,500
	固定負債合計			0	0	425,917,500
	負債合計			0	0	536,944,472
	差引純資産			1,103,923,042	400,846,626	423,016,863

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・使用目的等欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産及び各負債の使用目的を簡潔に記載すること。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意すること。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当しえるものと、該当しえないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、合計欄を設けて、貸借対照表価額と一致させるものとする。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄に記載すること。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)についてのみ「減価償却累計額」欄に記載すること。
- ・車両運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車両ナンバーは任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。
- ・負債については、使用目的等の欄の記載を要しない。